

2024 年 8 月 31 日

名張市差別撤廃審議会
会長 松村 元樹 様

友永 健三(名張市差別撤廃審議会委員)

第 2 回名張市差別撤廃審議会での審議される議案に対する意見の送付

9 月 4 日に開催されます第 2 回名張市差別撤廃審議会に、所要のため参加することができません。このため、書面にて気付いた諸点を提出しますので、よろしくお取り計らいください。

1 第 3 次名張市人権施策基本計画の進捗状況(2023 年度)について

- (1) 資料 1-1 5 頁 (2)② ○相談件数 82 件 の内訳と特徴を明らかにしてください。
- (2) 資料 1-1 6 頁 ⑥相談の集約と分析、反映 の内容と特徴を明らかにしてください。
- (3) 資料 1-1 6 頁 (4)①派遣した件数を明らかにしてください。
- (4) 資料 1-1 9 頁 ⑥法務局、三重県人権センター、人権擁護委員と連携して随時、相談に対応した と報告されていますが件数と内容を明らかにしてください。
- (5) 資料 1-1 10 頁 ⑦のトップセミナー 1 回の内容を明らかにしてください。
- (6) 資料 1-1 10 頁 ⑧一般施策を活用した取り組みの推進にかかわって、住宅や隣保館等の老朽化に関して建て替えや補修等に関する計画の策定状況を明らかにしてください。
- (7) 資料 1-1 13 頁 ⑤相談件数 30 件(延べ 91 件)の内容と特徴を明らかにしてください。
- (8) 資料 1-1 14 頁 ⑨不登校児童生徒の実数を明らかにしてください。
- (9) 資料 1-1 15 頁 ⑨災害時支援体制の整備状況、整備されている件数を教えてください。
- (10) その他 資料 1-1、資料 1-2とも西暦と元号の併記ができていないところが散見されます。

II 第 4 次名張市人権施策基本計画にかんして

- (1)資料 2-2 第 4 次名張市人権施策基本計画策定にあたって

・第 4 段落 3 行目

…漠然とした個人の「考え方や思い」ではなく、宣言や条約、規約、法律などで規定されているものです。

➡…漠然とした個人の「考え方や思いやり」ではなく、宣言や条約、法律や条例などで規定されているものです。

【理由】より適切な表現にするため。

・第 7 段落 1 行目

名張市は第 4 次名張市人権施策基本計画を策定し、一人一人の人権が尊重される明るい社会の実現をめざします。

➡名張市は、の後に人権宣言の採択、部落差別をはじめあらゆる差別撤廃条例の制定、第1次から3次までの計画を策定したこと、しかしながら差別事件や人権侵害が生起していること、市民意識調査結果でも課題が明らかになってきていることなどに触れる必要があると思います。

【理由】名張市が第4次名張市人権施策基本計画を策定することになった経過を説明する必要があるため。

(2)資料2-3 2頁 2段落 2行目

(令和)4年「包括的反差別法制定のための実践ガイド」を制定しました。…

➡(令和)4年「包括的反差別法制定のための実践ガイド」を**策定**しました。…

【理由】より適切な表現にするため。

(3)6頁 ②年齢階層別人口構成比推移に関して、「全国平均の2倍の速度で高齢化が進むと見込まれます」と分析されていることに関する意見

少子高齢化に対して、自然環境や子育て施策のすばらしさをアピールすることによって、若者や若い子育て世帯の移住に成功している自治体がテレビなどで紹介されていますが、名張市もこうした取り組みを参考にすることが必要だと思います。(既にやっておられるかもしれませんが…)

(4)14頁 2.「人権に関する名張市民意識調査」結果から ➡ 2.「人権に関する名張市民意識調査」**(2023年11月実施)**結果から

【理由】意識調査の実施時期を明記しておく必要があるため。

(5)16頁 ③人権侵害への対応に、以下の文章を追加

なお、「国の機関(…)の相談窓口に相談した」は前回よりは増えてはいますが5.6%と1割にも満たない現状があります。このため国連からも勧告されている人権委員会の早急な設置が求められています。

【理由】名張市だけでなく、国としても抜本的な取り組みが必要なため。

(6)24頁 第3章 2 (2) 3行目

たちの市民的権利と自由が保障されるために存在しています。…

➡たちの**基本的人権**が保障されるために存在しています。…

【理由】より適切な表現にするため。

(7)33頁 ⑥様々な媒体を活用した人権啓発の推進に

各種 SNS の効果的な活用、マスコミ(新聞・テレビ)の活用にも触れる必要があると思います。

(8)34頁(3)《現状と課題》に以下の文章を追加する。

さらに、戸籍謄抄本や住民票等の不正取得問題が全国的に後を絶たない現状があり、名張市としても対応が求められています。

【理由】35頁の《施策の方向・内容》①(イ)で人権侵害につながる戸籍謄本や住民票の写しの不正取得を防止するため、本人通知制度の導入に向けた調査・研究に取り組むとする記述が追加されているため。

(9)39頁《施策の方向・内容》(イ)2行目

善については、一般施策を活用して取組を推進します。

➡善については、**実態把握に努め**、一般施策を活用して取組を推進します。

【注】実態把握が不可欠なため。

(10) 女性の人権について

近年、国連の女性差別撤廃委員会などで、被差別部落の女性、在日コリアンの女性などマイノリティ女性の人権を複合差別として捉えて、独自の取り組みの必要性が指摘されるようになっていきます。例えば、実態の把握、審議会等の委員への参画などです。このため、今回の方針にもこの点が考慮される必要があると思います。

(11) アイヌの人々の人権

アイヌ民族が独自の文化を持っていたことについては触れられていますが、自然と共生した狩猟・採集を中心とした生活を長年にわたって営んできたにもかかわらず、同化政策によって、それが奪われ、劣悪な生活実態のもとに置かれてしまっていること。この状態を抜本的に改善するために土地や河川や海などに対する先住民族としての権利を認めることの必要性が国連等から勧告されていることにも触れる必要があると思います。

(12) その他

名張市における部落差別をはじめあらゆる差別の撤廃に関する条例の改正に向けた本格的な検討を開始する必要があると思います。理由としては、制定から30年が経過していること、この間、国や三重県でも新たな法律が制定されたり条例の抜本的な改正が行われていますし、ネット上の差別などに代表される新たな課題が生じているからです。このため、名張市としてもこの条例の抜本的な改正のための組織を立ち上げ、期限を決めた検討に着手することに言及する必要があると思います。

Ⅲ 資料3 差別事象に関する報告書について

- (1) ■発生場所：電話 と記載されていますが、少なくとも名張市役所の何課で誰が対応したかの記述が必要だと思います。
- (2) 〈対応〉に関して 不十分な、問題含みの対応だと思います。電話で問い合わせてきた方が内容が基本的には部落差別につながるものであることの明確な指摘がなされていないこと、名張市としての部落差別解消推進に向けた基本姿勢が伝えられていないなどの問題があると思います。このため、町内で、子の対応に関して議論をして教訓化する必要があるのではないのでしょうか。

以上